聖籠町告示第二十八号

聖 籠 町 障 害 者 虐 待 防 止 セ ン タ 設 置 綱 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定

める。

平成二十五年四月一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

籠 町 障 害 者 虐 待 防 止 セ ン タ 設 置 要 緇

(趣旨)

第 務 基 者 づ 九 条 号 関 き 対 す 以 必 聖 \mathcal{O} 籠 支 要 告 な 町 援 示 法 事 が 等 は 項 設 に を 置 関 障 定 す す 害 Š 者 \otimes る る 障 法 害 第 Ł 三 者 \mathcal{O} 虐 平 防 す 待 成 止 条 る + 障 止 三 害 セ 年 者 項 法 タ \mathcal{O} \mathcal{O} 律 規 養 定 第 \mathcal{O} 七 業 護

(障害者虐待防止センターの設置)

第 タ 条 セ 法 第 三 \mathcal{O} + 所 セ 掌 条 タ 務 第 項 に 11 定 \Diamond る を 障 保 害 健 者 福 虐 祉 待 課 防 に 止 置 セ

第 条 セ タ は 次 を 所 掌 す る

障 害 養 者 護 虐 者 待 障 関 害 す 者 る 通 施 報 又 設 従 届 出 者 \mathcal{O} 等 受 及 理 び 使 用 者 に ょ る

び 害 助 者 養 言 護 虐 待 者 を 12 受 け る た 障 障 害 害 者 虐 者 待 \mathcal{O} 保 護 防 止 \mathcal{O} 及 び \Diamond 養 \mathcal{O} 護 相 者 談 12 指 ょ 漬 る 及 障

 \equiv 広 報 障 害 啓 者 発 虐 待 \mathcal{O} 防 止 及 び 養 護 者 に 対 す る 支 援 に 関 す る

兀 に 対 前 す 三 뭉 る 支 援 掲 げ 関 る ほ カュ 町 長 障 が 害 必 要 虐 認 \mathcal{O} 防 \Diamond 止 る 及 業 務 び 養 護

(通報等を受けた場合の措置)

第 兀 た 条 き は セ タ 速 B か に 法 前 条 第 九 第 条 뭉 定 \mathcal{O} 8 通 報 る 措 又 置 は を 届 講 出 ず を る 受 理 ŧ \mathcal{O}

この告 附 る。 平成二十五年四月一日から施行する。